

## 平成 1 8 年 第 2 回

### 名寄市議会臨時会会議録目次

#### 第 1 号（5 月 1 5 日）

1. 議事日程	1
1. 追加議事日程	1
1. 本日の会議に付した事件	1
1. 出席議員	1
1. 欠席議員	2
1. 事務局出席職員	2
1. 説明員	2
1. 開会宣告・開議宣告	3
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	3
1. 日程第 2. 会期の決定（1 日間）	3
1. 日程第 3. 議員の辞職許可報告	3
1. 日程第 4. 所信表明（島市長）	3
1. 日程第 5. 名寄市選挙管理委員及び同補充員の選挙	4
○指名推選決定	5
1. 日程第 6. 議案第 1 号 専決処分した事件の承認について	
議案第 2 号 専決処分した事件の承認について	
議案第 3 号 専決処分した事件の承認について	5
○提案理由説明（島市長）	5
○質疑（齊藤 晃議員）	5
○承認	7
1. 日程第 7. 議案第 4 号 名寄市固定資産評価審査委員会委員の選任について	7
○提案理由説明（島市長）	7
○同意	7
1. 日程第 8. 議案第 5 号 名寄市固定資産評価員の選任について	7
○提案理由説明（島市長）	7
○同意	8
1. 日程第 9. 議案第 6 号 名寄市教育委員会委員の任命について	8
○提案理由説明（島市長）	8
○質疑（佐藤 靖議員）	8
○質疑（熊谷吉正議員）	1 0
○同意	1 1
1. 日程第 1 0. 議案第 7 号 名寄市監査委員の選任について	1 1

○提案理由説明（島市長）	1 2
○質疑（佐藤 靖議員）	1 2
○同意	1 3
1. 日程第 1 1. 議案第 8 号 名寄市外 2 組合公平委員会委員の選任について	1 3
○提案理由説明（島市長）	1 3
○質疑（福光哲夫議員）	1 3
○同意	1 4
1. 日程第 1 2. 議案第 9 号 名寄市助役の選任について	1 4
○提案理由説明（島市長）	1 4
○質疑（宮田 久議員）	1 4
○質疑（佐藤 靖議員）	1 5
○質疑（熊谷吉正議員）	1 6
○議事進行発言（小野寺一知議員）	1 8
1. 休憩宣告	1 9
1. 再開宣告	1 9
1. 休憩宣告	1 9
1. 再開宣告	1 9
○無記名投票要求発言（竹中憲之議員）	1 9
○今尚文氏（同意）	2 0
○小室勝治氏（同意）	2 1
1. 日程の追加（田中議長）	2 1
○決定	2 1
1. 追加日程第 1. 意見書案第 1 号 新聞の「特殊指定」制度の堅持を求める意見書	2 1
○原案可決	2 1
1. 休憩宣告	2 1
1. 再開宣告	2 1
1. 今助役就任あいさつ	2 1
1. 小室助役就任あいさつ	2 2
1. 柿川風連区長職務執行者退任あいさつ	2 2
1. 閉会宣告	2 3
1. 議決結果表	2 5

平成18年第2回名寄市議会臨時会会議録  
開会 平成18年5月15日(月曜日)午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議員の辞職許可報告  
日程第4 所信表明  
日程第5 名寄市選挙管理委員及び同補充員の選挙  
日程第6 議案第1号 専決処分した事件の承認について(名寄市税条例の一部改正について)  
議案第2号 専決処分した事件の承認について(名寄市都市計画税条例の一部改正について)  
議案第3号 専決処分した事件の承認について(名寄市国民健康保険税条例の一部改正について)  
日程第7 議案第4号 名寄市固定資産評価審査委員会委員の選任について  
日程第8 議案第5号 名寄市固定資産評価員の選任について  
日程第9 議案第6号 名寄市教育委員会委員の任命について  
日程第10 議案第7号 名寄市監査委員の選任について  
日程第11 議案第8号 名寄市外2組合公平委員会委員の選任について  
日程第12 議案第9号 名寄市助役の選任について

1. 追加議事日程

- 追加日程第1 意見書案第1号 新聞の「特殊指定」制度の堅持を求める意見書

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議員の辞職許可報告  
日程第4 所信表明  
日程第5 名寄市選挙管理委員及び同補充員の選挙  
日程第6 議案第1号 専決処分した事件の承認について(名寄市税条例の一部改正について)  
議案第2号 専決処分した事件の承認について(名寄市都市計画税条例の一部改正について)  
議案第3号 専決処分した事件の承認について(名寄市国民健康保険税条例の一部改正について)  
日程第7 議案第4号 名寄市固定資産評価審査委員会委員の選任について  
日程第8 議案第5号 名寄市固定資産評価員の選任について  
日程第9 議案第6号 名寄市教育委員会委員の任命について  
日程第10 議案第7号 名寄市監査委員の選任について  
日程第11 議案第8号 名寄市外2組合公平委員会委員の選任について  
日程第12 議案第9号 名寄市助役の選任について

- 追加日程第1 意見書案第1号 新聞の「特殊指定」制度の堅持を求める意見書

1. 出席議員(35名)

- 議長 33番 田中之繁 議員  
副議長 19番 堀江英一 議員

1番	宮田	久	議員
2番	佐藤	靖	議員
3番	竹中	憲之	議員
4番	岩木	正文	議員
5番	駒津	正喜	議員
6番	山口	祐司	議員
7番	日根野	正敏	議員
8番	林	和寿	議員
9番	木戸口	真一	議員
10番	植松	正一	議員
11番	高橋	伸典	議員
12番	猿谷	繁明	議員
13番	黒井	徹	議員
14番	渡辺	宏治	議員
15番	田中	好望	議員
16番	野本	征清	議員
17番	佐藤	勝司	議員
18番	谷内	司	議員
20番	熊谷	吉正	議員
21番	渡辺	正尚	議員
22番	栗栖	賢一	議員
23番	東	千春	議員
24番	宗片	浩子	議員
25番	野々村	勝	議員
26番	中野	秀敏	議員
28番	村端	利克	議員
29番	川村	正彦	議員
30番	福光	哲夫	議員
31番	斉藤	晃	議員
32番	武田	利昭	議員
34番	三宅	幹夫	議員
35番	小野寺	一知	議員
36番	大久保	光義	議員

書	記	間	所	勝
書	記	久	保	敏
書	記	佐	藤	子
書	記	開	発	美

### 1. 説明員

市	長	島	多慶志	君
風連区	長	柿川	弘	君
職務執行	者			
助	役	今	尚文	君
助	役	小室	勝治	君
総務部長		石王	和行	君
生活福祉部長		山内	豊	君
経済部長		手間本	剛	君
建設水道部長		松尾	薫	君
福祉事務所長		中西	薫	君
上下水道室長		中関	富士夫	君
教育長		藤原	忠	君
教育部長		今	裕	君
市立総合病院		佐藤	健一	君
市立総務部				
市立務大局		中尾	裕二	君

### 1. 欠席議員（0名）

### 1. 事務局出席職員

事務局 長 伊藤 矩 康

○議長（田中之繁議員） おはようございます。  
ただいまより平成18年第2回名寄市議会臨時会  
を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第1 会議録署名  
議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定  
により、

2番 佐藤 靖 議員

32番 武田 利昭 議員

を指名いたします。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第2 会期の決定  
について、お諮りをいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと  
思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日1日と決定  
をいたしました。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第3 議員の辞職  
許可を報告いたします。

去る4月11日、高見勉議員から一身上の都合  
により議員を辞職したい旨の願い出がありました  
ので、地方自治法第126条の規定により、同日  
に議員辞職願を許可いたしましたので、御報告を  
いたします。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第4 これより市  
長の所信表明を行います。

島市長。

○市長（島 多慶志君） おはようございます。  
平成18年第2回名寄市議会臨時会の開会にあたり、  
市長就任の御挨拶と市政運営に対する所信の  
一端を申し上げ、市議会議員各位並びに市民の皆  
さんの御理解と御協力をお願いいたします。

去る4月23日に行われました市長選挙におき  
まして、議員のみなさまをはじめ多くの市民のみ  
なさまから温かい御支援をいただき、新名寄市の  
初代市長として市政を担わせていただくこととな  
りました。身に余る光栄であり、与えられた重責  
に身の引き締まる思いであります。

御承知のとおり今回の市長選挙は、風連町と名  
寄市の合併に伴うものであり、市民の皆さんにお  
かれましては新生名寄市の発展方向に強い関心を  
寄せていただきました。選挙戦を通して市民の皆  
さんからお寄せいただいた御支援と御批判に対し、  
新たな決意と情熱をもって、新名寄市の発展のた  
め全力で取り組む覚悟であります。

今、地方自治体は大きな転換期を迎えており、  
地方分権の担い手として自立できる行財政基盤の  
強化と、自己責任の下で自己決定できる地域主権  
のまちづくりが必要となっています。

しかし、地方財政は税収が伸び悩む中、国が進  
める三位一体改革により国庫補助金の見直しや交  
付税の削減など、極めて厳しい状況にあります。

このような中で、少子高齢化の進行などにより  
急激に変化する社会情勢に対処し、市民の皆さん  
からの多種多様なニーズにこたえられるサービス  
体制を確保するためには、大胆な行財政の改革に  
取り組んでいかなければならないと考えておりま  
す。

合併特例債をはじめとする国や道の財政支援制  
度を有効に活用し、合併時に策定した新市の将来  
像「自然の恵みが人と地域を育み 市民みんなで  
創る 心豊かな北の都」の実現に向け、まずもっ  
て新市建設計画の着実な実行に全力を傾注する決  
意であります。

新市建設計画の早期実現に向けた基本的な考え  
といたしましては、合併により現在の財政状況が  
直ちに好転するものではなく、行財政改革を旧市  
町で取り組んできた以上に積極的に進め、財源の  
確保を図っていかなければなりません。職員の給  
与の見直しや職員数の適正化、事務事業の見直し、

民間活力の活用などの改革には、市職員の理解と協力、関係団体の協力がなければ推進することは出来ません。徹底した議論をする中で、自らの報酬削減をはじめとし職員と一丸となって厳しい試練を克服し、よりよい名寄市の建設のため、全力を尽くしてまいります。

また、事業の推進にあたりましては、事業コストや効果を分析し、真に必要な政策、優先順位というものを見極めながら展開していかねばならないと考えております。

特に、「住民が主役の、参画と協働でつくるまちづくり」、「やさしさと助け合いで、幸せを実感できるまちづくり」、「美しい自然とともに、環境にやさしくいごこちの良いまちづくり」、「魅力ある産業が展開し、活気と豊かさがみなぎるまちづくり」、「個性にあふれ、学び合い地域文化が花開くまちづくり」の5つをまちづくりの基本に据え、この方針の具現化に向けて市民の皆さんと共に地域づくりに取り組みます。今回の合併が、市民の皆さんにとって本当に良かったと実感できるよう、公平、公正で、市民の目線に立ち、市民の声を反映する市政運営を心がけていきたいと思っております。

とりわけ、市民参画と市民との協働の推進については、市民、ボランティア団体、NPO法人、さらには名寄の特性として存置する市立大学のスタッフや名寄駐屯地隊員などと行政が、お互いの役割分担を明確にしながら、共通の目標に向けて連携を図ることが重要であると考えております。このため、情報の共有化を図りながら、様々な施策形成過程やイベント活動などに市民参加の手法を取り入れ、市民と行政が協働するまちづくりを進めてまいります。

本年は、新名寄市のスタートの年にあたり、多くの計画策定が進められ、新市の方向をひとつひとつ決めていく重要な年になります。なかでも、新市建設計画を踏まえて策定する「総合計画」は、市民参加を得て充実した内容としてまいりたいと

考えています。

以上、私の市政運営にあたっての基本的な考え方を申し上げましたが、これから4年間、みなさまからの信頼と期待をしっかりと受け止めながら、名寄市発展のために、職員共々一丸となって取り組んでいく所存であります。

議員各位をはじめ、市民の皆さんにおかれましては、市政運営に対しまして一層の御支援と御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げ、私の所信表明といたします。

○議長（田中之繁議員） 以上で所信表明を終わります。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第5 名寄市選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定をいたしました。

それでは、名寄市選挙管理委員に名寄市西2条南6丁目17番地、及川浩氏、名寄市風連町字瑞生158番地、佐々木順秀氏、名寄市西6条南4丁目9番地、大村憲一氏、名寄市西6条南3丁目14番地、石崎堯氏を指名をいたします。

次に、同補充員に名寄市西4条南9丁目14番地2、高谷禎次氏、名寄市西3条北5丁目19番地1、平間恵美子氏、名寄市風連町緑町57番地5、小林悦子氏、名寄市字智恵文12線北4番地、

岩崎隆氏を指名いたします。

なお、補充員の補充の順序につきましては、ただいま指名した順序といたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名をいたしました方々を当選人と決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

よって、名寄市選挙管理委員及び同補充員の選挙については、ただいま指名した方々を当選人と決定をいたしました。

○議長(田中之繁議員) 日程第6 議案第1号から議案第3号の専決処分した事件の承認について3件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第1号から議案第3号 専決処分した事件の承認について、一括して提案の理由を申し上げます。

本件は、三位一体改革の中で国から地方への税源移譲が恒久措置として行われることとなったため、定率減税の廃止及び固定資産税の評価替えに伴う土地にかかわる税負担の調整措置の見直しを講じたものであります。

議案第1号につきましては、国から地方への税源移譲に伴う所得税法の改正によるものであり、主な改正項目について申し上げます。個人住民税の税率につきましては、個人所得割の税率を市民税6%、道民税4%の一律10%にするもので、個々の納税者の負担が従前と変わらぬよう、所得税と住民税との間におきまして負担調整を行う措置を講じたものであります。定率減税につきましては、平成19年度分から廃止の措置を講じたものであります。所得税における住宅借入金等特別税額控除額等によって算出した一定の金額につきましては、その5分の3に相当する金額を市民税の所得割の額から控除する措置を講じたものであ

ります。固定資産税の評価替えに伴う改正につきましては、平成18年度評価替えに伴う土地にかかわる負担調整措置について、負担水準の低い土地の税負担の均衡化及び適正化を一層促進する措置を講じたものであります。昭和57年1月1日以前から所在する住宅で一定の耐震改修を行い、一定の基準に適合した既存住宅につきましては、固定資産税の減額措置を講じたものであります。市たばこ税につきましては、平成18年7月1日以後に売り渡し等が行われた製造たばこに限り、1,000本につき321円引き上げるものであります。

次に、議案第2号につきましては、議案第1号中の固定資産税の改正項目と同様となっております。

次に、議案第3号につきましては、65歳以上の公的年金受給者の必要経費とされている公的年金等控除の最低額が140万円から120万円に引き下げられる所得税法改正により、国民健康保険税課税所得に影響を受ける被保険者の激変緩和措置として、平成18年度から2年間、同税の算定の際に公的年金等特別控除を適用するものであります。

以上、3件について、平成18年4月1日から地方税法等の一部を改正する法律及び関係法令が施行されることに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により同年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

よろしく御承認をくださいますようお願い申し上げます。

○議長(田中之繁議員) これより、議案第1号外2件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

齊藤晃議員。

○31番(齊藤 晃議員) ただいま国の税制改正に伴っての市税の改正にかかわる専決処分が提案されたところであります。御案内のように住民

の経済情勢からくる生活は、このような定率減税の廃止によって増税になる。税源移譲とはいえ、個人住民税が増税になっていくと、こういうような状況を快く受け入れる、こういう状況には率直に言ってないのではなかろうかと、こういうふうに思っております。そういう点では、国が三位一体改革という名のもとに地方への住民負担を求めていく、こういう姿勢があるわけであります。

そこで、若干お尋ねをしておきますが、この個人住民税の税率、一定の調整はあるものの、どれぐらいの負担増というふうに押さえておられるのか。また、定率減税が今年度と来年度によってそれぞれ2分の1から、そして廃止と、こういうふうになるわけでありまして、これらの住民負担もどれぐらいというふうに押さえているのかお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 今回の税制改正に伴う部分でございまして、住民税の影響額がどの程度になるのかということでの1点目の御質問かというふうに思っております。

今回の改正に伴いましては、従来ありました税率の部分で3段階ございましたのが一律10%課税となるということになります。5%、10%、13%のが一律10%ということでありまして、5%の課税の住民につきましても倍の住民負担ということになってまいります。これにつきましての全体での額ということではございまして、5%適用者が10%の税率適用になる方が名寄市全体では67%を占めておられて、人数で7,800人の方に影響がございまして、税額で申しますと、18年度当初課税ベースで約3億5,000万円の増額と試算をしております。

なお、今回の税制改正につきましては、所得税から住民税への税源移譲ということでございまして、住民税だけが増税ということではなくて、所得税と住民税との全体調整負担をしていくということでの負担ということになっておられて、ト

ータルでは所得税、住民税では個人の税額の増税ということではございませんが、住民税に限ってその部分については住民からすると負担増ということになってございます。所得の人的控除の部分でそれぞれ負担調整をしていくということで、トータルでは大きく変わるものではございません。

なお、定率減税の部分でございまして、定率減税の関係につきましては18年度から2分の1ということで縮減になりまして、さらに19年度から全廃ということでございまして、18年度の見込みで申しますと、新名寄市におきましては5,710万円の影響額ということでございまして、19年度はその倍ということでありますから、1億1,420万円程度が影響額として出ると、このように押さえてございます。

以上でございまして。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） あの手この手で住民からの負担増ということではあります、一つは定率減税が今のお話では18年度は5,710万円の名寄市歳入が増収と、こういうことになるわけではあります。次年度は1億1,400万円ほどですか。そうなりますと、これら住民が増税という形ではありますけれども、納入をした額と、こういうふうになるわけでありまして、そういう点ではこの財源を、税を財源として住民のそういう暮らしなどに回していくという、そういうスタンスでの取り組みというのが大切ではないかと、こういうふうに考えるわけでありまして、そういう考えに対してどういう見解をお持ちかお答えいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 確かに17年度の税制改正、さらに今回の18年度の税制改正につきましては、住民に対する負担増という部分での税制改正という形がお見受けされる部分でございまして、この歳入増の部分でございまして、これまで定率減税を実施していたときには特例交

付金という形でその分については交付がされてきておりまして、歳入全体でいいますとこれが実質プラスということではありませんで、トータルこれまでとは歳入については何ら、何らと言いましようか、大きく変わるものではないというふうに認識しております。さらにまた、定率減税に伴いますその分についての基準財政収入額の部分での一定額の25%についての自主財源ということでのそれだけの留保財源が出るということで押さえております。

いずれにいたしましても、弱者に厳しい税制改正という受けとめの斉藤議員からの御質問でございますけれども、市政全般の特に福祉施策の中で弱者に対する施策の展開をしっかりとしていかなければならないのかなと、このように考えてございます。

○議長（田中之繁議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決を行います。

議案第1号外2件は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号外2件は承認することに決定をいたしました。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第7 議案第4号 名寄市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第4号 名寄市固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案の理由を申し上げます。

名寄市固定資産評価審査委員会委員につきましては、地方税法第423条第9項の規定によりその任に当たっていただいておりますが、本件は引き続き大谷純二氏、西川剛弘氏及び有門優氏の3氏を同委員に選任いたしたく、同条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決を行います。

議案第4号は同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は同意することに決定をいたしました。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第8 議案第5号 名寄市固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第5号 名寄市固定資産評価員の選任について、提案の理由を申し上げます。

名寄市固定資産評価員は、評価事務を所管する

総務部長の職にある者を選任しておりますが、本件は合併に伴い、新たに総務部長、石王和行を同評価員に選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決を行います。

議案第5号は同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は同意することに決定をいたしました。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第9 議案第6号 名寄市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第6号 名寄市教育委員会委員の任命について、提案の理由を申し上げます。

本年3月27日、名寄市長職務執行者より任命された教育委員会委員の任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第18条第2項の規定により本議会の会期末まで在任することとなっておりますが、本件は本市の教育推進のため、梅野博氏、高木信行氏、山崎清士

氏、高橋ひろ美氏及び藤原忠氏の5名を引き続き任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、任期については、平成18年5月16日から、梅野博氏は平成22年5月15日まで4年間、高木信行氏は平成21年5月15日までの3年間、山崎清士氏は平成20年5月15日までの2年間、高橋ひろ美氏は平成19年5月15日までの1年間、藤原忠氏は平成22年5月15日までの4年間といたす所存であります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

佐藤靖議員。

○2番（佐藤 靖議員） それでは、ただいま同意を求められております名寄市教育委員会委員の任命について、この議案について2点にわたりお考えをお聞きしたいと思います。

1点目は、旧名寄市は教育都市名寄ということを目指して、その視点から名寄の将来を担う子供たちをどう守り育てていくかということに対して積極的に議会の場でも議論をしてきました。名寄大学の開学で教育都市名寄というのは一つの山を越えておりますけれども、大切なのはある意味ではこれからということになります。そして、その土台となっていくのが子供たちをしっかりと守り育てるということになっていくと思っておりますけれども、市長は今回の人選に当たって、これらの点についてまずどういう考えを持ち、取り組まれたのか、任命されようとしているのかお伺いしておきたいと思っております。

もう一点は、今回の5人はいずれも教育委員の経験者であります。それなりの実績と経験をお持ちになっておりますけれども、年齢を見ますと55歳から61歳という構成になっております。一定子育てを終わった世代ということにもなると思

ますけれども、一方多様化する時代背景から、教育現場に携わる多くの市民からは教育行政推進にさまざまな声があるのも事実であります。その意味からすれば、現場の声をしっかり把握し、子供たちの目線、保護者の目線、さらには利用者や実践者の目線で名寄の教育行政を推進するためにも若い世代からの選任も必要であったと思いますけれども、これらについて検討されてきたのか。検討されたのであれば、その状況についてこの際明らかにしていただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 教育委員の任命に対する考え方等についてお尋ねがございました。教育行政につきましては、国家百年の計と申しましうか、地方自治体においても極めて重要な教育行政の考え方を示していくということでは委員の任務は大変重いものと、このように思っております。その中にありまして、旧風連町、名寄市の委員として活躍をされた委員の中から選任をさせていただき提案とさせていただきました。5名の委員の方は、それぞれの経歴の中でも教育行政に大変熱心な方ばかりでございまして、さらには合併をして当面の委員の活動というのは、この地域の教育の一体感を創出していくということも含めて重要な責務はあると、このように思っております。それだけにしっかりと地域で教育委員として活躍をしていたこの実績を評価をさせていただいて、選任の同意を求めるものであります。

また、委員の年齢等についても言及がありましたけれども、確かに子育て年代を含めたという御提言であったかと思っておりますけれども、この委員の選考については、前段申し上げましたように旧風連町、名寄市の在職中の委員の中から選考したということでありまして、このような年齢の配置となりました。これからの教育を考えた場合には、そうした御発言の趣旨も踏まえた委員の選考に当たっていかねばならないと、このように思っておりますが、提案にもありましたように委員の皆さ

んは1年の任期から4年の任期まで法律で規定をしているわけでございますから、早く交代をする方は来年の5月ということでありまして。そうした中で、ただいまの御意見については受けとめさせていただきたいと、このように考えております。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） 経験者、それなりに実績経験を含めて選ばれたのだと思っておりますけれども、例えばことしに入ってからでもありますけれども、義務教育の一番最初に入学する新1年生の入学式が各小学校で行われました。その中で、当然ながら歓迎する意味で、名寄も風連も従来そうでありまして、教育委員会から歓迎のごあいさつというか、そういうのが行われているところが今回に限っては人員がないということで1校行っていないという状況があったり、例えば南小のロタウイルスやノロウイルスの関係もそうでありまして、1人亡くなっておりますけれども、直接死因ではないにしてもきちっとその対応をすると。しかも、きょうの臨時会でもそうでありまして、総務文教常任委員会の方には御報告ありましたけれども、きょうは全議員に対しては全くその報告が教育委員会からされていないと。特に南小学校で行ったこの関係の父母説明会は、平日の夜の設定にもかかわらず60人の保護者の皆さんが集まるほど注目するというか、対応を心配した事案でありました。ところが、教育委員会は教育長も教育委員長も教育部長も出席しないと。ことし4月に着任した参事が現場経験者ということがあって出席したみたいでありますけれども、そういう意味ではもっとしっかり教育委員会として保護者の皆さんに大丈夫だという話をしてあげないと、そういう意味では現場をきちっと認識しないとこれからの教育行政というのはなかなか推進しないと思っておりますけれども、いずれにしても市長はそういう状況や何かをどういうふうに御理解されているのかと今後どういうふうに、一般行政と教育行政別建てでありますけれども、要望、要

求されようとしているのかお考えをお聞きしたい  
と思います。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 二つの自治体が合併を  
したことによって学校数等が当然ふえているわけ  
でございますから、限られた委員の皆さんが同じ  
日時で入学式等の設定をしますと行動に制限があ  
るのは当然御指摘のとおりであります。しかし、  
こうした子供にとりましては非常に大切な入学式、  
卒業式等も含めて、これからも日程の配置につ  
いて教育委員会の方と十分に協議をする中で、代  
理者も含めての出席について配慮、協議してい  
きたいと、こんなふうに思っております。

また、今回名寄市内の小学校で発生をいたしま  
した感染性の胃腸炎等につきましては、全く予期  
できぬことであります。その後の調査等につ  
いても原因が特定できないと。一般的には学校就  
学前の年齢、幼稚園とか保育所等で発生をする  
事例が多かったというふうに聞いているわけ  
でございますが、これらについては教育委員会  
も保健所等との連携を図りながら、あるいは  
学校等との連携を図りながら、しっかりと  
した対応をしてきたと、このように認識  
しております。たまたま父母の説明会等  
について教育委員会を代表する教育長  
なり、委員長が出席をしなかったという  
ことについての指摘については、これ  
から父母のそうした接点をしっかりと  
求めていくように私からも協議の際  
これから指導連絡をしていきたいと、  
こんなふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） いずれにしても、今の  
現状ではやっぱり教育委員会、委員  
を含めて現場にはなかなか目が向  
いていないということが事例として  
あると思いますので、現場に目を  
向ける教育委員、教育委員会、  
教育長であることを強く求めて、  
終わりたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 熊谷吉正議員。

○20番（熊谷吉正議員） 二、三お尋ねを申し

上げたいと思いますけれども、今回市長の提案理  
由によりますと、それぞれ過去の実績や人格識見  
を含めて評価をしながらのほぼ再提案という感  
じになっていますが、若干私どもから見れば、あ  
るいは市民との連携の中からは、新鮮味に欠け  
るといふ指摘も一部私どもには伝えられてお  
りまして、新たな提案が具体的にどのよう  
に提案されるのかというの  
は非常に関心を持っていたところ  
でございます。

お一人お一人がどうだということ  
はございませんけれども、いわゆる  
教育委員会の機能について、中  
教審の中でもこの間いろいろ  
地方の教育委員会の制度につ  
いて不用だという極論もあれば、  
もっとしっかり充実強化をして  
いかなければならぬという  
それぞれの意見相交えながら、  
論議経過があるやに聞いてお  
りまして、それを名寄市の教育  
委員会の機能や現状について、  
当然これは組織イコール人  
でございますから、どのような  
方になるかということにつ  
いては非常に重要な関連性も  
ございまして、執行者あるいは  
提案者として、現状の名寄市  
の教育委員会の機能強化の  
問題などについてどういう  
認識を持っておられて今回  
の提案になられたのか、1  
点お伺いをしておきたい  
と思います。

二つ目には、今佐藤議員から  
お話がありましたとおり、即応性、  
機動性、あるいは現場への積  
極的な対応という問題が  
ロタウイルス、ノロウイルス  
等に指摘をされて、市長  
自身はさらに指導や連携の  
強化を答弁をされてお  
りまして、今回に限らず、  
特に中心的な教育長につ  
いては影響力というのは  
非常に大きいのではない  
かと、専従ということ  
でございまして、引き  
続きそうということが  
予定をされるとすれば  
非常に教育長人事とい  
うのは重要な役職を  
占めることになりま  
して、指摘をされた  
点については、今風  
邪の問題でたまたま  
露呈をしたという  
よりもやっぱり  
努力不足の感  
がぬぐえない  
という声  
が聞こえて  
お  
り  
ま  
し  
て、  
そ  
の  
辺  
に  
つ  
い  
て  
改  
め  
て  
十  
分  
そ  
れ  
を  
検  
証  
さ  
れ  
た  
上  
で  
の  
御

提案になっているのか改めて聞いておきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 近年になりましてから教育委員会の持つ機能と申しましょうか、これは自治法等で、あるいは教育の独立ということで制度設計がされて60年近く経過をしている中で、そういう議論があるのは承知をしております。ただ、この教育委員会の機能についても戦後の一定の期間に財政的な権能を持たない改革等が行われておりまして、恐らく教育委員の立場からするとまた現在の制度設計に不満を持っているのではないかと、こんなふうにも思っておりますが、私は名寄市の教育行政をずっとつぶさに振り返ってみて、この制度に欠陥等を感じてはいないと、こういうことであります。よりこれからも教育委員の持つその力を地域の教育行政にしっかりと反映していただきたいと、こんなふうに期待をしているところであります。

また、教育委員の今までの動きの中で、現場のそうした対応について指摘をいただきましたけれども、私はそれぞれの学校には校長がおり、あるいは教職員がいるわけですから、教育委員会が事あるごとに一々学校に出向いて指導する、そのような体制というものはいかななものかと。むしろきちっとした連携をとって、事に応じては現場に対応するという、このことについては御指摘のように必要性は否定はいたしません。しかし、そうした学校と教育委員会の連携というものをしっかりと、御指摘がありますようにそのことについては教育委員の方と協議をさせていただきたいと、このように思っておりますけれども、現場の管理者についてもきちっとした連携を図っていくこと、このことの方がより重要なことと、このように認識をしているところであります。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） 極論を私は申し上げているわけではなくて、日常茶飯事教育長は学校現

場に、あるいは社会教育現場に出向くということを求めているわけではなくて、後段市長がおっしゃってございましたいわゆる現場との有機的な機能連携、ここに欠ける部分があるという声もございまして、そういう側面から私もあえて教育委員会全体の機能や形骸化の問題について指摘をしてきているわけでありまして、また教育委員会としての独自の人格については当然市長がおっしゃられているとおりの、私の認識も共有できますけれども、任命者あるいは執行者としても当然連携を密にして、機能強化、教育委員会の充実に努められるのは当然の役割だろうというふうに考えておりまして、一層の機能強化、有機的な教育委員会の姿勢をより求めていかざるを得ないなと思っております。

具体的にはまた今後以降の議会の中でも取り上げさせていただきますけれども、十分執行者、提案者と教育委員会の有機的な機能について、即応性、機動性についてもさらに求めておきたいというふうに考えておりますので、以上終わります。

○議長（田中之繁議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決を行います。

議案第6号は同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は同意することに決定をいたしました。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第10 議案第7

号 名寄市監査委員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第7号 名寄市監査委員の選任について、提案の理由を申し上げます。

本件は、本年3月27日の合併とともに不在となっておりました名寄市監査委員について森山良悦氏及び福光哲夫氏を同委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

佐藤靖議員。

○2番（佐藤 靖議員） それでは、ただいま選任で同意を求められております監査委員のことについて1点だけ御質問をいたします。

人をどうのこうのということではなくて、基本的なお考えをお聞きしたいと思いますけれども、監査委員については旧名寄市の場合は平成8年度まで行政経験者を起用するというのが一定常となっていました。それが平成9年1月30日の臨時議会で島市長みずからが勇断をもって従来の慣習を廃して、民間から登用するという手法を採用されました。そのときの会議録を見ますと、人格高潔、事業の経営管理に精通し、行政運営に関してもすぐれた識見を有するという事で前任の監査委員を自信を持って提案されております。その後世の中も大きく変わりました、行政機関を初めさまざまな分野で外部監査の必要性などが求められていることを考えると、まさに市長の勇断は時代を先取りしたものであって、その後の行政運営にも監査業務の役割に基づいて適正な業務が行われてきたというふうに評価するものでありますけれども、改めて今回の提案を見ますと行政経験者を

起用するということになっております。市長の民間登用に対する考え方に一定の変化があったのかを含め、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 監査委員の選任に当たっての人選につきましては、多くの有識者候補者の中から今回森山氏並びに福光氏、これは議会の議員を兼ねているわけですが、提案をさせていただきました。特に森山氏につきましては、今日まで教育行政や一般行政も含めて経験豊富な方でございまして、私は今回の風連との合併によって行政の規模が広がり、あるいは行政分野も含めて広がっている中で、双方の行政組織に対する地方自治の経験者、このことを必要性を感じての提案をさせていただいているわけでありまして、もちろんこれからの自治体というものは、経営的な感覚ではまさに今民間的な経営感覚を取り入れて、これは執行の側がしっかりとそういう感覚で対応していかねばならないと、このように思っているわけございまして、そうした監査業務についての対応については、提案の両氏についてしっかりと対応していただけるものと、このように考えて提案をしているものでございまして、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決を行います。

議案第7号は同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。  
よって、議案第7号は同意することに決定をいたしました。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第11 議案第8号 名寄市外2組合公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第8号 名寄市外2組合公平委員会委員の選任について、提案の理由を申し上げます。

名寄市外2組合公平委員会は、名寄市、名寄地区衛生施設事務組合及び上川北部消防事務組合の3団体で共同設置しており、同委員会委員につきましては地方公務員法第9条の2第1項により3名によってその任に当たっていただいております。

本件は、本年3月27日の合併とともに不在となっておりました同委員について、池昇一氏、内海朋恵氏、古瀬登美子氏を選任いたしたく、同条の2第2項及び名寄市外2組合公平委員会規約第3条の規定により議会の同意を求めます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

福光哲夫議員。

○30番（福光哲夫議員） ただいま名寄市外2組合公平委員会の委員の選任について提案がありましたけれども、この件につきましては9日に開かれた代表者会議、あるいは各議員に配付された議案書に提案されている委員名と異なっておりまして、どうしてこのような状況になったのか。かつて旧名寄市時代も議会運営委員会に提案をして、その後また修正あるいは差し替え、あるいは本会議にも提案をされながら差し替えや修正というようなことが経過としてかつてありました。議会に

提案するその問題につきまして十分な精査もなく提案をされるのかどうか、そのあたりのところが私どもについては十分に納得し切れないところがありまして、この公平委員会の委員の選任についての経過、どうしてこのような差し替えになったのか、提案の方法になったのか、そのあたりの経過を説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 公平委員会委員の選任については、冒頭おわびをしなければならない部分がありました。3名の委員について当初議案として用意をいたしておりましたけれども、その後1名の委員につきましては他の公職との兼務の制限があるということを議案の発送をした後に内部的に判明をいたしました。このことにより議案の一部を変更して、御提案をさせていただいたのでございますので、御理解を賜りたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 福光議員。

○30番（福光哲夫議員） 変更して提案されたということは、改めて差し替え用紙がありますから理解をするのですけれども、私はこれまでもそうした経過、さまざまな案件のときに、提案のときにこういったようなことがあって、その都度議会でも、あるいは議会運営委員会でも問題にして、二度とこのようなことがないようにというように嚴重に注意をしてきたにもかかわらず、新たな名寄市、新市となったその人事の提案についてこういったようなことがあるということは、極めて遺憾なことであるというふうに思うのです。

結局提案するその経過の中で、それらについて十分精査をすればこのような問題というのは起きない。やはり職員側に、提案者側に緊張感が欠けるのではないかと。あるいは、議会に提案をするということがどういうことなのかということはやっぱりしっかりと肝に銘じた提案の仕方をすべきだということに思うのです。余りにも議会提案にして軽々に物事を考えているのではないかと。私は、

こうした問題についてこれまでの旧名寄市での提案のあり方も含めて、今回こうした問題が起きるということについては極めて遺憾なことだというふうに思っております、私は市長には答弁されるときにはその経過、どうしてそういったような選任の経過があったのかということをお答えいただけるかと思ったのですが、そのことがありませんでしたけれども、私は重ねて申し上げませんが、再びこういったような提案の仕方がないようによりしっかりとした議会提案をしていただきたいと強く求めておきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。よって、直ちに採決を行います。

議案第8号は同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は同意することに決定いたしました。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第12 議案第9号 名寄市助役の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第9号 名寄市助役の選任について、提案の理由を申し上げます。

本件は、本年3月27日の合併とともに不在となっておりました名寄市助役について名寄市助役

定数条例により定数を2人とし、名寄市助役担仕事務規則の規定により両庁舎にそれぞれ配置しようとするものであり、円滑な市政推進を図ることを目指し、今尚文氏及び小室勝治氏を助役に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めます。

なお、助役の呼称につきましては、平成19年4月の同法の改正により助役から副市長に改められることから、これに先立ちまして同法で定めがある場合を除き、通常の名称を副市長といたしたいと思っております。

よろしく御審議をくださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

宮田久議員。

○1番（宮田 久議員） 2名の方については、人柄もすばらしいですし、このことについては、人事のことについては市長が発議をするものですから、このことについては私は手を痛いほど拍手しても余るものがあると思っております。2人ともすばらしい方だと思っております。

しかし、ここでお尋ねしたいのは、地方自治法162条にいわゆる議会の同意を得てこれを選任するという言葉があるのですけれども、常日ごろこの条例だとか法令だとかというものがきちんと守られていれば、住民は平等に扱われるというのが私の理念でございます。そういう形の中でいきましたら、もう連休明けそこそこ人の口、風聞としてはかなりこの人事がなされ、みんなにあたかも決まったがごとく、その以降におきましても新聞や何かできちんと活字で決まったごとく出てくる、こういう同法に対しても少しずれた道を歩んだのではないかというのが1点。

また、私たち議員として、96条ですけれども、議員がやっぱり決めなければならないという職務があるわけです。それを飛ばして発表になる。殊さら人のことですから、これは非常にあだとか

こうだとかと言えない。言ってみれば、ここにばんと出してしまえば、あと議会議員は追認をしろと。あくまでも住民のために議員として出た以上は、いろんな市長さんのお言葉の中にも住民と目の高さを同じにする、またはお互いに協議をしてやろうやという所信表明にもありました。しかし、こういう法令をあたかも無視するがごとく、議会を無視する、強いて言えば住民を無視する、そういうぐあいに私は受けとめたのですけれども、これは間違いでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 御案内のように特別職の選任につきましては、議会の同意案件ということでございまして、一定の協議を事前に持ちながら、議案を固めるという作業が必要というふうに認識をしております。今回の議会の日程等につきましては、確かに連休等もございまして開催日程の調整にも苦慮をいたしました。このことにつきましては、この時期は私どもの側にも全道的な総会等が設定をされていたりして、空白をする時間等がございました。このようなことも含めて、今回の提案の議員の皆さんにお諮りをする時間的な余裕というものが窮屈であったと、こういうことでございます。御指摘のように議会の同意をいただいて選任できるということですから、これからのそうした御意見につきましてはしっかりと対応してまいりたいと、このように考えているところであります。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） 今後はそういうことになるのかもしれないですけれども、今回の場合に私が今一番聞きたいのは議会を軽視しているのではないのかと、こういういわゆるジャンプをしてやるような行為、確かに時間的にも大変なことだろうとは思いますが、私たちはやっぱり地方自治の法のもとではお互いに法令を遵守する、当然地方公務員法の32条にも職務よりも先に法令を守るというのが基本になってきます。そうい

う中で、そういうものをジャンプする。強いて言えば議会を無視する、強いて言えば住民を無視するという方向になってしまう、こういうことが前回も、ちょっとこれとは飛びますけれども、今回の条例全般でいろいろ論議もありましたけれども、二十数件、そこまでいかないのでしょうかけれども、二十数件になる条例のいわゆる欠陥や何かが出てくる。ですから、本当にしんから地方自治をやるのであれば守るのだというのが前提になれば、この話は私は納得しません。どうですか。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） もちろん御指摘のように法令をしっかりと運用の面で確認をしながら作業を進めるというのが当然であります。しかし、この種の人事というのは、提案をする前段の作業というのも当然あるわけでございまして、こうしたこともまた御理解をいただかなければ物理的には難しい面が出てくると、こういうことであります。御指摘のように今回の提案に当たっての事前の協議等について不備があったことには率直におわびを申し上げて、御理解をいただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） 十分私も理解いたしました。ぜひ今後ともひとつ法令、条例等は遵守するというようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（田中之繁議員） 佐藤靖議員。

○2番（佐藤 靖議員） それでは、名寄市助役の選任について1点御質問をしておきたいと思えます。

いずれにしても、今回の市長選挙、合併に伴う市長選挙は、結果は別にしてもまちを2分する激しい選挙ということになりました。特にこれまでの市長選挙、首長選挙とは違って、3月26日に旧名寄市が最終を迎えてから市長、助役を初め特別職が失職するというので、特に前任助役については選挙戦の最前線というところで活動をされ

てきたわけであります。

一つ例を挙げますと、前任の名寄の助役については、職員に出した退任のあいさつ状に市長の営業部長になりましたという一筆を直筆で書いてあると。そういうことからいって、本当に今の提案理由の説明にあったような円滑な市政運営が図られるのか、この辺について一言お伺いしておきたいのと、これを含めまして市民の間にもいろんなうわさが流れております。その事実関係については現在私も調査を続けておりますので、ここであだこうだとは言いませんけれども、いずれにしても助役については公平、公正が求められると思いますけれども、今回の選任に当たって市長の基本的なお考えをここで伺っておきたいと思ひます。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 今回の選挙に伴う執行体制の確立につきまして、私は選挙の中でも市民の皆さんにお約束を申し上げたように、いかに合併をして以降の両地区の住民の一体融和を図ることができるか、あるいは合併協議で取り交わした合意書の実行をいかに軌道に乗せるかと、このことに尽きると、このように考えているわけございまして、この二つのことをしっかりと推進していくということにつきましては、旧自治体で合併協議の事務方の幹事長を務めた今氏については、ぜひこれからの総合計画の策定も含めてしっかりと対応していただけるものと、このように期待をしております。また、小室氏につきましても長年風連地区の職員として活躍をいただいた方でありまして、私は風連地区が合併特例区5年間という制限つきの決めではありますが、地域の振興発展、あるいは総体的な行政の中での特に1次産業を担当する庁舎の副市長としてしっかりと活躍できるものと、こんなふう思っております、それぞれ最適者というふう考えて提案をしているものでございます。

なお、言及がありましたあいさつ状云々について私は承知をしておりますから、言及すること

は差し控えさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） 小室氏については、私も当然ながら前風連町長であり、職務執行者であった柿川氏と協議されて決めていることだろうと思ひますので、言及はそれ以上しませんけれども、ただ、今おっしゃったように合併をより推進していくという立場からいけば、前任の風連の助役も当然ながら協議会のメンバーで事務方でやってきたわけでありましてけれども、そこを排して小室氏を選んだということと、もう一つは市長の頭の中のお考えとして、新しいまちであるから、人心一新というのは当初から念頭になかったのか、あったのかというのをお聞きしておきたいと思ひます。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 行政の展開の仕方については、もちろん人心一新ということで、お尋ねの佐藤議員は市長もかわった方がよかったのでないかという気持ちがあるのかもしれませんが、そうはなっていないわけでありまして。したがって、私はこの4年間しっかりとした市政の推進のために、この副市長の選任をさせていただくということでございますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） いずれにしても、助役については、何回も言うわけではありませんけれども、公平、公正というのが基本であると思ひますので、そのことを新しく助役になる方についても強く要望をこの場でしておきたいと思ひます。

○議長（田中之繁議員） 熊谷吉正議員。

○20番（熊谷吉正議員） 助役人事ばかりではなくて、人事全般には清廉潔白、あるいはもちろん行政経験なども含めて総合的に検証をされた上での提案かというふう常識的には思うところでございます。

そこで、当然提案に至る前に市長自身が御相談をするお相手や、あるいは御本人も含めて当然接

触があって、議会にこのような活字として提案があったというふうに、当然そういう作業がなければまたいきなり提案ということもないでしょうから、そういう前提で二、三お聞きをいたしますが、旧名寄側ということばかりではございませんけれども、前名寄の助役について行政経験も長いし、その手腕等については衆目が一致をして認めるところかなという感じがいたしますが、特に職員、市長を除けば最高の職責にあるわけでありまして、行政手腕は当然それぞれ高いものを求められると同時に、いわゆる公明正大、清廉潔白、身が清いということも重要な要件になるわけでございますので、そういうことに関して十分検証をされた上で提案に至っているのかどうかお尋ねをしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 助役の選任に対してどのような協議をしているかということですが、私は3月27日以降、職務執行者として柿川氏が大変御苦勞をいただいて、今日まで市政のスタートの重責を担っていただいているということで、柿川氏とは副市長の選任についての御相談をさせていただいたことがございます。しかし、それ以外は私の責任においてしっかりと判断をさせていただいているということでありまして、御理解をいただきたいのと、こんなふうに思っております。

また、この両氏の人格等については、長く市の職員や、あるいは特別職として活躍をいただいているわけでありまして、私も承知をしておりますし、皆さんも承知をいただいていることであると、こんなふうに思っておりますので、あわせて御理解をいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） 風連地区予定者については私も存じ上げておりまして、いい人材を提案をされているのではないかと認識を持っておりますが、名寄地区予定者に関して、これはさき

の選挙がということばかりではございませんけれども、特に選挙に象徴されるようなことでは具体的に一、二明らかになっていることと佐藤議員が今調査中という案件も含めてお話があったところなのですが、いわゆる宮田議員が御発言ございました法令に基づくことがすべてであるというお話がありましたように、しかしそれに近いことも含めてしっかり意識をしなければならないこともあるのかなというふうに考えます。先般の選挙の関係でいくと、適用法律は公選法になるわけでありましてけれども、公選法に触れるか触れないかは別にしても政治的な地位を、元助役として地方議員に対する一定の圧力だとか、あるいは先ほど佐藤議員がおっしゃっていましたように職員に対する任用に対する地位利用的な具体的な行為も明らかになっておりますけれども、いわゆるそういうことと公明、公正、平等、公平という観点からすると、特別職としてふさわしい人材なのかどうかということになると疑問符を呈さざるを得ないなという感じがしております。

さらに、もう一つ、私もちょっと本当に旧名寄の議員という立場からして恥ずかしいなというふうに思っておりましたけれども、いわゆる職員の倫理規程について、かつては国会議員や道会議員や含めて、地方あるいは行政府、政、官、財のそれぞれ癒着の問題なんかについて、中央、地方に問わず随分紙上を騒がしたことがございまして、一定の時期にはその倫理規程みたいな規則なども当然設けられている自治体が多いのですけれども、ほとんどと言っていいほどそういう規則に基づきながら、あるいは要綱に基づきながら身を律して対応してきているというケースが多いのですけれども、残念なことに旧名寄市においてはそういう倫理規則がなく、どの範囲までがいわゆる立場を超えたものになるのか、あるいはそうでないものかという尺度がございませんでした。旧風連町の倫理規則を私今ここに持っていますが、いわゆる関係業者等との接触に関する規則等々の中で、

接待を受けることとか会食の問題について、遊興、旅行に関することとか、中元だとかお歳暮のこととか、さまざまな具体的な項目を持ちながら職員をしっかりと律すると、みずから律するというようなことでいろいろ規則がございましたけれども、この辺に関する部分についても一部市民からは疑義が持たれるようなことを伝えられておりました、これは私ども調査中ございまして、これ以上の言及は避けませうけれども、先ほどの前段言っていたいわゆるそういう立場を利用しての動き等について、市長として事実関係について確認をされているかどうかお尋ねをしておきたいというふうに思っています。あるいは、公明、公正、公平だということを含めて、そこまで十分精査された上での御提案になっていたのかどうか、ぜひお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） いろいろと御発言がありまして、私は新市の新しい職員のそうした内部規制等については早急に整備を図っていく必要があると、こういう認識をしておりますが、しかしこうした地方小都市における特別職あるいは幹部職員が住民と仕事を通じて一体融和を図る、あるいはコミュニティーの活躍の中に住民と一緒に職員が求められているものというのは非常に高いと、こんなふうに思っております。国や北海道の機関がいろんな地位を利用して云々ということの報道には接しているわけですが、私はこれからも、住民との協働という言葉も使っておりますが、私自身も含めてしっかりとしたそうした住民の中に溶け込んだ活動を心がけていきたいと。しかし、その中であっても住民から指摘を受けるようなことのない、このことについてはしっかりと襟を正していかなければならないと、このように考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） 特別職に限らずすべての職員、私どももちろんそうですけれども、

疑義が持たれるような行為、言動、あるいはその地位を利用してしかるべくことを図ろうとすることについては、いささかもあってはならないという認識でございまして、市長から冒頭ございましたいわゆる職員を律する諸規則等の整備について風連地区の倫理規則をしっかりと学びながら、しっかりとしたものを定めていただくことをまず求めておきたいと思いますが、今提案されている名寄地区の助役予定者については、私どもまだ調査中の案件もございまして、あるいは既に公選法に触れるところまではいかないかもしれないけれども、いずれにしても陰に陽に一定の元助役あるいは当時の助役の立場として影響を受けてきたという事実関係はございますので、このままもし選任されることがあっても、公明、公正、公平な行政執行に当たれるのかどうかという疑義がございまして、賛同をしかねるというふうに考えています。もちろん事実関係の調査によっては、御本人にもまた御迷惑をおかけすることになるようなことがございますかもしれませんが、誤りのない調査に基づいてまた指摘をさせていただくということで、市長自身は公明、公平、公正な、いわゆる倫理規則がなくてもそれに触れるようなことは恐らく行っていないという前提で提案のようございまして、若干私の認識とは距離が現時点ではございますので、御提案、名寄地区については賛同はできかねるということについて申し上げておきたいと思っております。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 小野寺一知議員。

○35番（小野寺一知議員） ただいま議案第9号の人事案件について議論をなされているところでございますが、私感じるには、この名寄側の今助役の人事案件について今お二人の方から議論が、お話ございました。その中身は、非常に不明確な点が多くて、調査中であるとか、あるいは疑惑があるとか、そういう発言が非常に多いわけですし、これは非常に本会議場で発言すべき問題ではな

いというふうに私は思うのです。本来であれば、もう少しこちら辺が確定した段階ではっきりしたことを言うのであれば、それは議場で言っても構わないと思うのです。だけれども、疑義があるとか調査中であるとかという発言は、本会議場で言うべきではないというふうに思うのです。あえて言うならば、先日国会でメール問題でやったのと同じような問題で今ここで議論をされているというふうに私は思うのですけれども、議長の方においてこれをしっかりと精査しながらやっていただかないと、この本会議は進めることはできないというふうに私思いますので、ぜひよろしく願います。

○議長（田中之繁議員） 暫時休憩いたします。  
休憩 午前 11時27分

---

再開 午後 0時05分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時05分

---

再開 午後 1時00分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に小野寺議員から議事進行がありました件につきまして、熊谷議員から一部誤解を招くような発言があり、今後そのようなことのないよう精査した発言に留意するよう注意を喚起いたします。

お諮りいたします。本件につきましては、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 竹中憲之議員。

○3番（竹中憲之議員） さきにそれぞれ3名の議員から質疑がありましたように、中身について異議がありますので、無記名での投票をお願いを

申し上げたいと思います。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） ただいま竹中議員よりこの採決について無記名投票によられたいとの要求があり、賛成者がありますので、会議規則第71条の規定により2人以上の要求となります。本件は無記名投票で採決をいたします。

これより議案第9号 名寄市助役の選任について個別に採決をいたします。

今尚文氏の助役の選任について無記名投票により採決をいたします。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（田中之繁議員） ただいま出席議員数は34名です。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（田中之繁議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（田中之繁議員） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。本件を可とするものは賛成と、否とするものは反対と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

○事務局長（伊藤矩康君） ただいまから点呼を行います。

投票の経路は、向かって左側から演壇に上がっていただき、投票箱に投票の上、右側からおりていただきます。

宮田久議員、佐藤靖議員、竹中憲之議員、岩木

正文議員、駒津喜一議員、山口祐司議員、日根野正敏議員、林寿和議員、木戸口真議員、植松正一議員、高橋伸典議員、猿谷繁明議員、黒井徹議員、渡辺宏治議員、田中好望議員、野本征清議員、佐藤勝議員、谷内司議員、堀江英一議員、熊谷吉正議員、渡辺正尚議員、栗栖賢一議員、東千春議員、宗片浩子議員、野々村勝議員、中野秀敏議員、村端利克議員、川村正彦議員、福光哲夫議員、斉藤晃議員、武田利昭議員、三宅幹夫議員、小野寺一知議員、大久保光義議員。

○議長（田中之繁議員） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（田中之繁議員） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、

岩木正文議員

木戸口真議員

を指名をいたします。

両議員の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（田中之繁議員） 投票結果を報告いたします。

投票総数34票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち賛成 25票

反対 9票

以上のとおり賛成多数であります。

今尚文氏の助役の選任について同意することに決定をいたしました。

次に、小室勝治氏の助役選任について無記名投票により採決いたします。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（田中之繁議員） ただいま出席議員数は34人であります。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（田中之繁議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

（投票箱点検）

○議長（田中之繁議員） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。本件を可とするものは賛成と、否とするものは反対と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

○事務局長（伊藤矩康君） ただいまから点呼を行います。

先ほどと同様の投票経路で投票箱に投票を願います。

宮田久議員、佐藤靖議員、竹中憲之議員、岩木正文議員、駒津喜一議員、山口祐司議員、日根野正敏議員、林寿和議員、木戸口真議員、植松正一議員、高橋伸典議員、猿谷繁明議員、黒井徹議員、渡辺宏治議員、田中好望議員、野本征清議員、佐藤勝議員、谷内司議員、堀江英一議員、熊谷吉正議員、渡辺正尚議員、栗栖賢一議員、東千春議員、宗片浩子議員、野々村勝議員、中野秀敏議員、村端利克議員、川村正彦議員、福光哲夫議員、斉藤晃議員、武田利昭議員、三宅幹夫議員、小野寺一知議員、大久保光義議員。

○議長（田中之繁議員） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（田中之繁議員） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、

岩木正文 議員

木戸口真 議員

を指名いたします。

両議員の立ち会いをお願いをいたします。

（開票）

○議長（田中之繁議員） 投票結果を報告いたします。

投票総数34票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち賛成 33票

反対 1票

以上のとおり賛成多数であります。

小室勝治氏の助役の選任について同意することに決定をいたしました。

○議長（田中之繁議員） お諮りいたします。

意見書案第1号 新聞の「特殊指定」制度の堅持を求める意見書は、緊急を要しますので、急施事件と認め、日程に追加し、審議することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は急施事件と認め、日程に追加し、審議することに決定いたしました。

○議長（田中之繁議員） 追加日程第1 意見書案第1号 新聞の「特殊指定」制度の堅持を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、全議員による提出でありますので、この際提案説明、質疑、

委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認め、直ちに採決いたします。

本件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時23分

再開 午後 1時24分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど助役の選任同意を得られました今尚文氏並びに小室勝治氏よりごあいさつがございます。

初めに、今尚文氏。

○助役（今尚文君） ただいま私の助役選任に同意をいただきましてまことにありがとうございます。心から感謝を申し上げたいと思います。

市長より御推挙をいただきまして、議員各位の御理解を賜り、新名寄市の初代の助役として、その職責を担うこととなりました。大変光栄に思うと同時に、その役割の重大さに心が引き締まる思いでございます。もとより浅学非才でございますけれども、一生懸命職務を全うしたいと考えているところでございます。

地方自治新時代と言われましたけれども、なかなか厳しい新時代に突入する様相でございます。名寄市の行財政の運営を安定的にするためにその役割を担いたいと思いますし、もう一つは島市長が提唱しております心の合併の推進役になりたいというふうにいるところでございます。旧名寄市の助役として合併協議に加わってまいりました責任もありますけれども、経験を生かしなが

ら、新しい気持ちで、新しい決意を持って、一緒に選任同意をいただきました小室助役と力を合わせて新しいまちづくりに邁進をしてみたい、その覚悟を決めたところでございます。どうぞ議員各位におかれましては、今まで以上に御指導、御鞭撻をいただきますように心からお願いを申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（田中之繁議員） 次に、小室勝治氏。

○助役（小室勝治君） このような高いところからごあいさつを申し上げるのは初めてでございます。心も身も引き締まる思いでいっぱいあります。ただいま助役に選任されました小室でございます。皆様には本当に心からお礼を申し上げますとともに、これからの仕事を考えるときに身の引き締まる思いでいっぱいでございます。

いずれにしても、島市長がこの新しい名寄市のかじ取りとなり、そしてまた合併の一步を踏み出すこの大事な時期にこの任務を仰せつかったことに対して本当に光栄にも思いますが、また自分自身これから身を引き締めて頑張ってみりたいなと、このように思っております。今助役につきましては、旧名寄市の助役として長いことこういう行政に携わってきたわけでございますが、私は風連で産業課長という職で今回退職したわけございまして、まだまだこれから新しいスタートに向けて本当に身を新たにしながら、そして島市長のもとで今助役とともに頑張っている所存でございますので、これからも御指導、御鞭撻をお願い申し上げまして、簡単ですが、あいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。

---

○議長（田中之繁議員） 柿川風連区長職務執行者より退任のごあいさつがございます。

柿川風連区長職務執行者。

○風連区長職務執行者（柿川 弘君） 大変貴重な本会議場でのごあいさつをせとということでございまして、心から感謝を申し上げるわけござい

ます。

私は、風連町で生まれて67年になります。その間38年に風連の議会に籍を置かせていただきました。そして、今日まであるわけでございますけれども、その間今この場に立って思い出すのは、かつて名寄市の議長でございました古川大先輩、私はあんちゃん議長でございまして、酒を飲むのが得意でありました。古川さんも酒を好んでおりました。相手がいないものですから、おいということと呼ばれては、懇親の場でいろんな話をしたのを今思い出しております。

その会話の中の一つで、これだけインフラ整備が進んで世の中が進んでまいりますと、いずれ名寄と風連は一つになって、住民福祉の向上に努める時期が来るなど。私も古川さんも全く同感でございまして、そのためには私は古川さんに申し上げたのは、名寄はもっともっと大きくなってほしい、強くなってほしいと。そうすれば、風連の方から頼むよということになりますよというような話をしたことを今思い出しております。そのことが現実に今風連と名寄が一つになったと。本当に感無量のものでございます。そして、きょうの島市長再選後の初議会で人事案件がすべて原案どおり決定をされました。議員各位の判断に心から敬意を申し上げますとともに、いよいよ島市長体制のもとで新生名寄市がスタートするわけでございます。どうか願わくは島市長を中心として、理事者、そして職員、そして市民を代表する議会の皆さんが一つの心になって地域住民の福祉のために一層の努力をいただきたい、そのことを念願するわけございまして、そういう積み重ねの中で一日も早くやっぱりあのとき風連と名寄と一つになったことが正しかったなと住民の皆さんも安心できるような市政を実施をしていただきたいと、心から念願をいたすわけございまして、ここ2年有余の間合併論議に終始してまいったわけでございますけれども、本日ここにこのような形で新しい体制ができて、自他ともに道北の中核都市名寄

市としての威容を整えたというふうを考えている  
ところでございます。どうかこれからの名寄市の  
ますますの発展のために、皆さん方の努力をお願い  
を申し上げたいし、至らぬ私でございましたけれ  
ども、皆さん方の御支持をいただきながら、今  
日ありましたことを心から感謝を申し上げまして、  
措辞でございますけれども、心からのお礼の言葉  
にかえさせていただきます。

皆さん方のますますの御健勝を御祈念を申し上  
げ、ありがとうございました。

---

○議長（田中之繁議員） 以上で今期臨時会に付  
議されました案件は全部議了いたしました。

これもちまして、平成18年第2回名寄市議  
会臨時会を閉会いたします。

大変御苦勞さまでした。

---

閉会 午後 1時35分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきこ  
とを証するため、ここに署名議員とともに署名す  
る。

議 長 田 中 之 繁

署名議員 佐 藤 靖

署名議員 武 田 利 昭

## 第 2 回 名 寄 市 議 会 臨 時 会 議 決 結 果 表

平成 1 8 年 5 月 1 5 日 1 日 間  
本 会 議 時 間 数 2 時 間 0 1 分

議 案 番 号	議 件 名	議 決 年 月 日	議 決 要 旨
	議員の辞職許可報告	18. 5. 15	報 告 済
	名寄市選挙管理委員及び同補充員の選挙	"	選 挙 完 了 ( 指 名 推 選 )
議 案 第 1 号	専決処分した事件の承認について（名寄市税 条例の一部改正について）	"	承 認
議 案 第 2 号	専決処分した事件の承認について（名寄市都 市計画税条例の一部改正について）	"	"
議 案 第 3 号	専決処分した事件の承認について（名寄市国 民健康保険税条例の一部改正について）	"	"
議 案 第 4 号	名寄市固定資産評価審査委員会委員の選任に ついて	"	同 意
議 案 第 5 号	名寄市固定資産評価員の選任について	"	"
議 案 第 6 号	名寄市教育委員会委員の任命について	"	"
議 案 第 7 号	名寄市監査委員の選任について	"	"
議 案 第 8 号	名寄市外 2 組合公平委員会委員の選任につい て	"	"
議 案 第 9 号	名寄市助役の選任について	"	"
意見書案第 1 号	新聞の「特殊指定」制度の堅持を求める意見 書	"	原 案 可 決